

学校では、生徒が学校感染症と診断された場合、他の生徒等への感染、流行を防ぐため、学校長の判断で出席停止とすることができます。この場合欠席扱いにはなりません。学校感染症と医師から診断された場合は、その旨を学校へ報告してください。病気が完治し、登校しても感染の恐れがないと診断されたら「登校許可願書」へ医師に記入していただき、持参の上で登校させてください。

なお、インフルエンザの場合は医師に「登校許可願書」を記入していただく必要はありませんが、代わりに保護者の方が「**インフルエンザ登校届**」に記入し、登校の際に持参させてください。

学校感染症の種類と出席停止期間（参考：学校保健安全法施行規則 令和元年7月改訂版）

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎（ポリオ） ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る） ・ 中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスに限る） ・ 鳥インフルエンザ（H5N1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治癒するまで ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ //
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん（三日はしか） ・ 水痘（みずぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症〈ただし、学校における発症、流行の状況により校長が判断する〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ //

※新型コロナウイルス感染症は「第1種感染症」（治癒するまで出席停止）に含まれます。本人でなく同居家族等が罹患した場合も出席停止となります。その際の登校には、別ページの用紙「**濃厚接触者用**」に保護者が必要事項を記載の上、捺印してご提出ください。

校 長	副校長	教 頭	養護教諭	学年主任	担 任

年 月 日

登 校 許 可 願 書 (本人用)

文化学園大学杉並中学・高等学校長殿

中・高____年____組 氏名_____

以下、専門機関の証明を添えて申請いたしますので、登校の許可をお願いいたします。

病名：_____のため

____月____日から ____月____日まで ____日間

学校保健安全法により出席停止となりましたが、感染症予防上支障なしと認めます。

____年____月____日

医療機関名：_____

医 師 名：_____ 印